

育みの園利用規約

平成 25 年 1 月 24 日

育みの園の利用規約について、以下の通り本規約を定めます。

第 1 条 本規約の範囲

本規約は、育みの園（以下「菜園」とする）の利用に関し必要な事項を定め、適切な管理を行うことを目的としたものである。

第 2 条 利用者の資格

菜園の利用者は次の条件を満たすものとする。

- (1) 他の利用者や周辺住民との交流を持てるもの。
- (2) 充実した菜園や花壇等を目指す意欲のあるもの。
- (3) 地域内のルールを理解し、周辺住民や公園利用者への配慮が出来るもの。
- (4) 菊池市在住で、公園まで徒歩又は自転車での移動圏内にあるもの。
- (5) 本利用規約を遵守できるもの。

第 3 条 利用規定

- (1) 利用希望者は、現地確認の上、利用契約を締結するものとする。
- (2) 契約に際して身分証明書の提示を必要とするものとする。（菊池市在住の確認）
- (3) 所定の手続きの終了及び確認が取れた後、契約期日より利用可能とする。
- (4) 契約期間は 1 年毎の単年度更新とする。

※ ただし、契約満了の前に更新の申し出があった場合、次期契約者がいない場合に限り更新することが出来る。

第 4 条 遵守事項

- (1) 菜園における作物等の栽培物は、全て自家消費、観賞用のものに限定する。（売り物にしてはならない）
- (2) 樹木（果樹などを含む）は栽培してはならない。
- (3) 公園環境保全のため、悪臭や騒音など不快感を与える管理はしてはならない。
- (4) 他区画や公園利用者に迷惑をかけてはならない。
- (5) 利用時間を守ること（08:30～17:30）
- (6) 公の秩序又は風俗を乱すこと、又は乱す恐れがあると認められる行為、行事はしてはならない。
- (7) 危険物又は他人に迷惑となる恐れのあるものを携帯してはならない。

- (8) 火気は使用してはならない。
- (9) 施設を損傷、汚損してはならない。
- (10) 菜園の管理で生じたゴミ等は持ち帰らなければならない。
- (11) 菜園内及び施設の改修をしてはならない。
- (12) 原則として農薬を使用してはならない。
- (13) 乗用のトラクター等、公園を損傷する恐れのある器具、機械は使用してはならない。
- (14) 施設内の設備、備品等を損傷した場合は、速やかに公園管理者に報告すること。
- (15) 公園管理者の指示に従うこと。

第5条 契約の解除及び満了に伴う事項

- (1) 利用者が良好な管理を行わない場合、公園管理者は使用・契約を取り消すことができる。
- (2) 利用期間が満了した場合、又は契約を解除された場合は、自己の責任において現状復旧し返却しなければならない。
- (3) 返却時は公園管理者により、現状復旧の確認及び承認を得なければならない。

第6条 災害・事故・損害の補償

- (1) 菊池市は、利用者が菜園内で受けたいかなる災害及び事故等に対して、一切責任を負わないものとする。
- (2) 菊池市は、利用者が菜園内で起こした事故等に対して、一切責任を負わないものとする。
- (3) 利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、公園管理者の確認及び承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この規約は平成25年4月1日より施行する。